

中野市女性雇用促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の雇用促進を図るため、職業訓練を修了した女性を雇用した事業主に対して、予算の範囲内で女性雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「訓練女性」とは、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 雇用された日において45歳未満の女性
- (2) 中野地域職業訓練センターが実施する職業訓練（認定職業訓練を除く。以下同じ。）の修了者（雇用された日において修了日から起算して1年を経過していない者に限る。）

(成果の指標)

第3条 当該交付事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、女性の雇用人数の増加とする。

(交付対象者)

第4条 奨励金を受けることができる者は、市内に事業所（国、地方公共団体及び公共企業体を除く。）を有し、公共職業安定所の紹介により、訓練女性を常用労働者（一週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比して短く、かつ、30時間未満である者を除く。以下同じ。）として6月以上雇用した事業主とする。ただし、訓練女性を雇い入れた日を基準とし、前後6月の間にやむを得ない事情がある場合を除き、事業主の都合により既に雇用していた雇用保険の被保険者を解雇したことがない事業主とする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、訓練女性1人1回に限り10万円とする。

(奨励金の交付条件)

第6条 規則第5条第6項の要綱で定める事項は、次の各号のいずれかの場合を除き、

訓練女性を雇用した日から1年以上常用労働者として雇用し、その者の労働条件の向上に努めることとする。

- (1) 訓練女性が自らの都合により退職したとき。
- (2) 訓練女性の責めに帰すべき事由により解雇したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めたとき。

(奨励金の交付申請及び実績報告)

第7条 規則第3条の申請書及び規則第10条の実績報告書は、中野市女性雇用促進奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 中野地域職業訓練センターが実施する職業訓練の修了証の写し
- (2) 出勤簿又は賃金台帳の写し
- (3) 社会保険又は雇用保険の加入確認ができるものの写し
- (4) 公共職業安定所作成の紹介状の写し

3 前項の申請書の提出期限は、訓練女性を雇用した日から起算して6月を経過した後、30日以内とする。

(奨励金の交付請求)

第8条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市女性雇用促進奨励金交付請求書(様式第2号)により行うものとする。

(雇用状況報告)

第9条 奨励金の交付を受けた事業主(次項において「奨励事業主」という。)は、訓練女性を雇用した日から起算し、1年以上雇用したときは、中野市女性雇用促進奨励金雇用状況報告書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 奨励事業主は、訓練女性を雇用した日から起算し、1年を経過する日の前日までに離職した場合は、離職届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の中野市女性雇用促進奨励金交付要綱の規定に基づき交付の決定のあった奨励金については、なお従前の例による。